

少額株投資、10年非課税

恒久化は見送り

日本版ISAの制度変更		
現行の計画		13年度税制改正で…
開始	2014年1月	→ (変わらず)
優遇期間	投資可能期間3年間	→ 10年に延長
	非課税期間10年間	→ 5年に短縮
措置	年100万円までの 株式などの配当・ 売却益非課税	→ (変わらず)

政府・与党は15日、2013年度税制改正で、株式や株式投資信託の配当や売却益を非課税にする

「少額投資非課税制度」の適用期間を3年間から10年間に延ばす方針を固めた。非課税投資額は従来の「3年で300万円」から「5年で500万円」に拡大する。

株式などからの収益への課税を本来の20%から10%に軽減する優遇措置が13年末に終わることを踏まえ、14年1月に導入する。制度の恒久化はひとまず見送る。

少額投資非課税制度は英国の制度が参考になっており、「日本版ISA」とも呼ばれる。

通常なら株式の配当や譲渡益にかかる20%の税が非課税になるのが制度の特徴だ。ある企業の株

式を1000万円分買う一万円の投資枠が5年分あり、5年間はその株式からの配当や売却益に税金がかからない。年1000円に積み上がる。

購入した株式などの非課税期間は10年から5年に短縮する。このため、6年目には最初の年に投資した分に非課税の適用がなくなるが、制度は10年存続する。非課税枠の上限が300万円から500万円に増える分、投資を促す効果は従来より大きくなるという。

恒久化は見送るため、株式の長期保有を促す効果には限界があるとの指摘もある。家計の金融資産を貯蓄から投資に向かわせるには、制度の恒久化や損益通算制度の拡大なども一歩踏み込んだ対策も必要になる。

英ISAは1999年の導入当初は2009年までの時限措置とされた。しかし導入7年後に効果が検証され、恒久化された。日本証券業協会の調べでは、英国の投資信託残高の約2割はISAを通じて保有されており、投資市場の拡大に貢献している。

日本版ISAともいえる少額投資非課税制度も対象期間が14年からの10年間に限られた。しかし「事実上の恒久化ととらえたい」「カブドットコム証券の斎藤正

「日本版ISA」投資の裾野拡大を

勝社長」と受けとめる向きが多いのは英国からの類推によるところも大きい。税制改正の議論では「恒久化」を求める金融庁に対して、財務省が期間を区切って株式市場への影響を検証すべきだと主張した。株式相場はデフレ脱却への期待感から、回復の兆しを見せている。しかし、実際の売買は海外ヘッジファンドやデイトレーダーと呼ばれる一部の投機的な個人投資家に偏る。昨年9月末の個人金融資産に占める株

式の割合は約6%と、56%を占める預金との隔たりはなお大きい。個人マネーが市場経由で企業に流れるパイは細いままだ。

資産形成とリスクマネー供給の両面で、新しい非課税制度をどう生かすか。証券会社や運用会社の姿勢も問われる。

「長期運用を促すための制度だから、投資信託を次々に乗り換えさせる古い営業は適さない」との指摘は多い。「老後の資産形成を着と活用し生かすべきだ。新たに始める個人に利用し

てほしい制度」「フィデリティ投資」と、デイトレーダーとは異なる多様な個人のお金を株式市場に導き、投資の裾野を拡大する効果を期待する向きもある。

運用会社も良い企業を見抜く力量を持つプロの運用者をそろえる体制が欠かせない。企業が投資を呼び込む成長戦略を実行することも必要だ。非課税の実施が3年から10年に延びたのだから、その期間を制度の定着と活用し生かすべきだ。(編集委員 小平龍四郎)

(株)

(株)